

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

・改定の概要

さくらのレンタルサーバリセール向けサービスにオプションサービスが追加されるため、支払期限について条文を追加いたします。

・新旧対照表

※「新約款表記」の緑文字を追加/変更、赤字を削除

旧約款表記	新約款表記
<p>第 47 条 （利用料金の支払）</p> <p>1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月 1 日から末日までの本オプションサービスの利用料金を、その翌月の末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用開始日の属する月及び利用契約が解除又は解約された日の属する月の利用料金はそれぞれ 1 ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。</p>	<p>第 47 条 （利用料金の支払）</p> <p>1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月 1 日から末日までの本オプションサービスの利用料金を、その翌月の末日までに支払うものとします。<u>ただし、当社がサービスサイトに別途支払期限を定める場合には、当該支払期限までに支払うものとします。</u></p> <p>2. 利用開始日の属する月及び利用契約が解除又は解約された日の属する月の利用料金はそれぞれ 1 ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。</p>
<p>附則</p> <p>第 1 条（適用開始）</p> <p>この約款は、2025年6月3日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2026年4月15日より適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条（適用開始）</p> <p>この約款は、202<del>5</del><u>6</u>年<del>6</del><u>4</u>月<del>3</del><u>15</u>日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2026年<del>4</del><u>6</u>月1<del>5</del><u>0</u>日より適用されます。</p>